

所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十三条のうち我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三章の次に一章を加える改正規定のうち第五条の五第一項中「令和九年分」を「別に法律で定める年の年分」に改め、同条第二項中「令和九年一月一日」を「別に法律で定める日」に改め、同改正規定のうち第五条の十第一項及び第二項並びに第五条の十一第一項及び第二項中「令和九年」を「別に法律で定める年」に改め、同改正規定のうち第五条の十三第一項中「令和九年分」を「別に法律で定める年の年分」に改め、同改正規定のうち第五条の二十六第一項、第六項各号及び第七項並びに第五条の三十一第一項の表外国居住者等所得相互免除法第十八条第一項の項及び租税条約等実施特例法第二条の三第一項の項中「令和九年一月一日」を「別に法律で定める日」に改める。

附則第一条第五号ニを次のように改める。

ニ 第十二条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」

に改める部分に限る。）」

附則第一条第五号ホを削り、同条に次の一号を加える。

二十 次に掲げる規定 別に法律で定める日

イ 第十二条の規定（同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定（「第三十七条の十四の二第八項」を「第三十七条の十四第八項」に改める部分に限る。）を除く。）及び附則第八十条の規定

ロ 第十三条の規定（同条中我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第四十三条第二十五項の改正規定を除く。）及び附則第九十二条の規定

附則第八十八条第一項中「令和九年分」を「別に法律で定める年の年分」に、「令和八年分」を「当該年の前年分」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和九年一月一日」を「別に法律で定める日」に改める。

附則第八十九条第一項を削り、同条第二項中「新特別措置法」を「第十三条の規定による改正後の我が国

の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」に改め、同項を同条とする。

この修正の結果歳入減及び歳入増となる見込額

この修正の結果、一般会計において平年度約二千五百六十億円の歳入減、東日本大震災復興特別会計において平年度約二千五百六十億円の歳入増となる見込みである。